

福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 原子力発電所事故は、県民の生活に深刻な影響を与えており、多くの子どもが県外での避難生活を余儀なくされ、福島県の子どもの人口は大きく減少し、社会基盤が根幹から揺らいでいる。

こうした中、子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めることは最重要課題であり、子どもたちが安心して医療が受けられるように、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において、「子ども」とは、9歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者で、かつ、県の区域に住所を有し、次に掲げる医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者又は被扶養者である者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「附加給付」とは、保険者が医療保険各法による組合である場合において、当該医療保険各法による保険給付に併せて、その規約等をもって当該組合が行う保険給付としてのその他の給付をいう。

3 この要綱において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付（療養の給付、療養費、家族療養費をいう。）を受ける者が負担すべき額及び母子保健法等法令の規定により公費負担医療の給付がされた場合（育成医療、養育医療等）に徴収される費用の額をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、市町村が子どもの医療費助成を行う場合において、当該子どもに係る疾病又は負傷について医療保険各法による医療の給付が行われたときに支払うべき一部負担金等の額とする。ただし、当該疾病又は負傷について、他の法令による給付又は附加給付がある場合は、その額を控除した額とする。

2 前項の額に、医療保険各法の保険者が負担すべき高額療養費がある場合には、次の算式により算定した額とする。

[算式]

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{高額療養費の算} \\ \text{定方法による世} \\ \text{帶合算額から控} \\ \text{除する額} \end{array} \times \frac{\text{前項に規} \\ \text{定する額} \quad - \quad \text{入院時食事療養} \\ \text{費定額負担分}}{\text{高額療養費の算定方法による世帶合算額}} \right\} + \text{入院時食事} \\ \text{療養費定額} \\ \text{負担分} \end{math>$$

3 原則として、国の制度による公費負担制度を優先し、適用した公費負担制度の自己負担額について補助の対象とする。

(申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする市町村長は、子どもの医療費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）により別に定める日までに申請するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助額に増がなく、補助対象経費の20%以内の変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事に承認を受けようとする市町村長は、子どもの医療費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、子どもの医療費助成事業補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村長は、規則第11条の規定による事業の遂行の報告を、子どもの医療費助成事業遂行状況報告書（様式第4号）により、別に定める日までに行うものとする。

2 市町村長は、事業が完了したときは、速やかに子どもの医療費助成事業完了報告書（様

式第 5 号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、子どもの医療費助成事業実績報告書（様式第 6 号）により、事業の完了の日（事業の廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日（補助金が全額概算払いによって交付された場合にあっては、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 5 月 15 日）のいずれか早い日までに行うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第 11 条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金等の収支の状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(実施状況調査)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村の整備する会計帳簿、その他の書類を閲覧し、事業の実施状況を検査するものとする。

(雑 則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。